

新たな米需要に関する消費者動向調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する新たな米需要に関する消費者動向調査業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

これまで、本県産米は業務用途が主流であったが、コロナ禍による需要減、価格低下の影響を大きく受けた。そこで、家庭用米への生産転換に向けて、業務用米で重視される価格や外観品質だけではない米の価値やニーズなどについて、県内や首都圏の消費者及び流通業者等を対象に、購入に当たっての判断基準やエシカル消費対応など、特徴ある米の消費者動向を調査分析することで、消費者動向の変化を捉え、マーケットインの考え方に基づいた新たな米づくり戦略の検討に資することを目的とする。

2 業務内容

乙は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、3の「実施計画書」において定めるものとする。

(1) 消費者意向アンケート調査及び分析

- ア 対象者：栃木県と関東地域（1都3県）に居住する20歳から69歳の一般男女個人（消費者）
- イ サンプル数：消費者計1,500を超えるサンプル数とする（表1）。
- ウ 調査手法：インターネット調査
- エ 調査内容：米に関する意識（興味関心、日常生活での対応、情報源等）、米の購入（誰がどこで買うか、いつも同じ物を買うか、頻度、商品を選択する理由、価格）、どのような米を求めているのか（価格、味、見た目（色・形状）、栄養素、生産者のこだわり）、米に関する情報収集・把握について（情報入手方法・媒体等）、米に関する付加価値（環境負荷低減効果や栽培の見える化）など、消費者が求める特徴のある米についての需要を深く明らかにし、新たな米づくり戦略の検討に資する内容とする。
- オ 項目数：20項目以上
- カ 調査回数：1回以上
- キ 調査および分析を行う期間：5月～9月
- ク 集計方法：年代別、居住地（栃木県・首都圏）、性別並びにクロス集計の結果を取りまとめ、分析を行うこと。

表1 消費者サンプル内訳

居住地	男性			女性			合計
	20～30代	40～50代	60代以上	20～30代	40～50代	60代以上	
栃木	50	50	50	50	50	50	300
関東地域	200	200	200	200	200	200	1,200
合計	250	250	250	250	250	250	1,500

※関東地域は「東京都」「千葉県」「神奈川県」「埼玉県」とする。

(2) 流通業者意向聞き取り調査及び分析

- ア 対象者：栃木県と関東地域（1都3県）に事務所を置き、米を取り扱う（予定がある）流通業者（卸売業、小売業）、関係団体（消費者団体）
- イ サンプル数：計8社以上の回収とする（表2）。
- ウ 調査手法：聞き取り調査
- エ 調査内容：付加価値のある米の取扱い状況や、今後の取扱い意向、価格、需要見込み、数量、価格、どのような情報が欲しいか等 今後の需要動向が把握できる内容とすること。
- オ 項目数：10項目以上
- カ 調査回数：1回以上
- キ 調査および分析を行う期間：6月～8月
- ク 集計方法：聞き取り結果を傾向毎に取りまとめ、分析すること。

表2 流通業者サンプル内訳

事務所	米を取り扱う卸売・小売業	米を取り扱う関係団体	合計
栃木	2	2	4
首都圏	2	2	4
計	4	4	8

(3) 農業団体聞き取り調査及び分析

- ア 対象者：栃木県に事務所を置く農業協同組合
- イ サンプル数：計4団体以上の回収とする。
- ウ 調査手法：聞き取り調査
- エ 調査内容：特徴のある米の取扱い状況や、今後の取扱い意向等が把握できる内容とすること。
- オ 項目数：10項目以上
- カ 調査回数：1回以上
- キ 調査および分析を行う期間：6月～8月
- ク 集計方法：聞き取り結果を傾向毎に取りまとめ、分析すること。

(4) 新たな米の生産と消費に係る提案

- ア 提案内容：（1）から（3）の調査結果や国の統計調査を踏まえ、新たな取組により生産された米を購買に繋げるために必要な施策を提案すること。

イ 提出方法：提案書（任意様式）を作成し、実績報告書と併せて提出すること。

3 実施計画書及び実績報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出すること。
- (3) 乙は当該報告書調査結果の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

4 中間報告

令和5（2023）8月末までに実施した調査について、令和5（2023）年9月8日（金）までに電子ファイルによる中間報告（任意様式）を作成の上、提出すること。また、甲の要請に応じて集計データを提出するものとする。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) ネットアンケートについては、実施に必要なウェブサイトの作成等を含む。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定するものとする。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。